

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	グループウェア運用保守業務	
発注課	システム調整課	
選定事業者	札幌総合情報センター株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、全庁的な情報共有およびコミュニケーションの基盤として利用するグループウェアの運用保守を行うものである。</p> <p>本業務を安全かつ確実に履行するためには、各ネットワークインフラやサービスの構成、基本設定や運用ポリシーを熟知するとともに、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。</p> <p>当該事業者は、対象のネットワークインフラやサービスの構築及び運用保守業務を継続して受託していることから、本業務に必要な知識や技術を備えており、上述の履行に必要な要件を満たしている。</p> <p>また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。</p> <p>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。</p>		
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	
決定日	令和8年3月5日	